

改定前	改定後
<p>②当行は契約者が本サービスを申込み、手続きが終了しますと必要な事項を記載した「ご利用手続き完了のお知らせ」を郵送しますので、契約者は「ご利用手続き完了のお知らせ」に記載された設定を行ってください。</p> <p>③本サービスでは、当行に登録されている「ログインID」（以下「ID」といいます）と「ログインパスワード」および「確認用パスワード」の一致による確認や、「ログインID」登録後の初回ログイン時に登録する「合言葉」の一致による確認で、本人確認（以下、この確認を「本人確認」といいます）を行います。利用に際して必要な「ID」、各「パスワード」、その他本人確認方法の規格、設定数、設定方法等は当行が定めるものとし、当行が必要とする場合、変更することができるものとします。</p> <p>(2) ID、パスワード等の管理</p> <p>① （省略）</p> <p>②契約者の「ID」、各「パスワード」等が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合（「パスワード」などを記載した「ご利用手続き完了のお知らせ」が紛失した場合を含みます。）、機器の盗難、遺失などにより、「ID」等を第三者に知られるおそれがある場合、契約者は当行所定の時間内に電話により当行に届け出てください。届け出の受付により、当行は本サービスの利用を停止します。この停止により、すでにお申込み済みで当行が処理していない振込、振替等のお申込みは契約者の意思により撤回されたものとみなします。</p> <p>③～⑥ （省略）</p> <p>(3) 生体認証機能</p> <p>①～⑨ （省略）</p>	<p><u>②</u>本サービスでは、前号により契約者から送信された情報を当行が受信し、当行が認識した「ID」ならびに「ログインパスワード」等と、当行に登録されている「ID」ならびに契約者が登録した最新の「ログインパスワード」等の一致による確認で、本人確認（以下、この確認を「本人確認」といいます）を行います。利用に際して必要な「ID」、各「パスワード」、その他本人確認方法の規格、設定数、設定方法等は当行が定めるものとし、当行が必要とする場合、変更することができるものとします。</p> <p><u>③</u>前号の手続きに加え、契約者が利用するサービスの内容によっては、契約者から本サービスの画面で当行が指定する電話番号に架電いただき、当該電話番号と当行に契約者が届け出た電話番号（以下、「届出電話番号」といいます。）との一致により本人確認をさせていただく場合があります。なお、契約者から架電いただいた電話番号と「届出電話番号」が一致しなかった場合は、当該取引（各「パスワード」の初期化手続き等）はなかったものとします。</p> <p><u>(3)</u> ID、パスワード等の管理</p> <p>① （省略）</p> <p>②契約者の「ID」、各「パスワード」等が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合、機器の盗難、遺失などにより、「ID」等を第三者に知られるおそれがある場合、契約者は当行所定の時間内に電話により当行に届け出てください。届け出の受付により、当行は本サービスの利用を停止します。この停止により、すでにお申込み済みで当行が処理していない振込、振替等のお申込みは契約者の意思により撤回されたものとみなします。</p> <p>③～⑥ （省略）</p> <p><u>(4)</u> 生体認証機能</p> <p>①～⑨ （省略）</p>

改定前	改定後
<p>第3条—メール通知パスワード</p> <p>—(1)—メール通知パスワードの概要</p> <p>メール通知パスワードとは、本サービスをパソコンからご利用になられる際に、契約者のメールアドレスに対してEメールにてお送りする可変的なパスワード（以下、「メール通知パスワード」といいます。）で、従来の「確認用パスワード」に加えて用いることにより、契約者の本人確認を行うためのパスワードのことをいいます。</p> <p>—(2)—利用方法</p> <p>契約者がインターネットバンキングにて対象のお取引を選択した時点で契約者のメールアドレスに対して「メール通知パスワード」が記載されたEメールをお送りしますので、取引確認の際に従来の「確認用パスワード」に加えて当該「メール通知パスワード」を入力し送信してください。当行は「確認用パスワード」および「メール通知パスワード」との一致を確認することで契約者からの取引意思と判断します。</p> <p>—(3)—メール通知パスワードの有効期限および管理</p> <p>「メール通知パスワード」はログイン単位（ログインからログアウトまでの間）で有効となりますので、1度ログインしたらログアウトするまでは複数の取引で使用できます。</p> <p>第4条 照会サービス</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>第5条 振込・振替サービス、定額自動振込・振替サービス</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 振込・振替サービスのお申込み方法は以下の通りとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④契約者は前項に基づき表示されたお申込み内容を確認し、お申込み内容が正しい場合には確認用パスワード等を入力の上、当行所定の時間内に送信してください。当行が伝達された内容を確認した時点で当該取引のお申込みが確定し</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第3条</u> 照会サービス</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p><u>第4条</u> 振込・振替サービス、定額自動振込・振替サービス</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 振込・振替サービスのお申込み方法は以下の通りとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④契約者は前項に基づき表示されたお申込み内容を確認し、お申込み内容が正しい場合には<u>当行所定の事項等</u>を入力の上、当行所定の時間内に送信してください。当行が伝達された内容を確認した時点で当該取引のお申込みが確定した</p>

改定前	改定後
<p>たものとし、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。</p> <p>⑤～⑥ (省略)</p> <p>(5) 定額自動振込・振替サービスのお申込み方法は以下の通りとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③契約者は前項に基づき表示されたお申込み内容を確認し、お申込み内容が正しい場合には確認用パスワード等を入力の上、当行所定の時間内に送信してください。当行が伝達された内容を確認した時点で当該取引のお申込みが確定したものと、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。</p> <p>④～⑥ (省略)</p> <p>(6)～(7) (省略)</p>	<p>ものとし、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。</p> <p>⑤～⑥ (省略)</p> <p>(5) 定額自動振込・振替サービスのお申込み方法は以下の通りとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③契約者は前項に基づき表示されたお申込み内容を確認し、お申込み内容が正しい場合には当行所定の事項等を入力の上、当行所定の時間内に送信してください。当行が伝達された内容を確認した時点で当該取引のお申込みが確定したものと、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。</p> <p>④～⑥ (省略)</p> <p>(6)～(7) (省略)</p>
<p>第6条 定期預金サービス</p> <p>定期預金サービスとは、端末機を用いた契約者からのお申込みに基づき、定期預金口座の開設・預入、定期預金の預入、定期預金の払出等の取引を行うサービスで、ご利用口座（以下、「お支払指定口座」といいます）が総合口座普通預金の場合に限りご利用いただけます。既に総合口座の定期預金口座を開設済であれば、当行に届け出ることなく、定期預金サービスの利用が可能です。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 定期預金サービスのお申込み方法は以下の通りとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③契約者は前項に基づき表示されたお申込み内容を確認し、お申込み内容が正しい場合には確認用パスワード等を入力の上、当行所定の時間内に送信してください。当行が伝達された内容を確認した時点で当該取引のお申込みが確定し</p>	<p>第5条 定期預金サービス</p> <p>定期預金サービスとは、端末機を用いた契約者からのお申込みに基づき、定期預金口座の開設・預入、定期預金の預入、定期預金の払出等の取引を行うサービスで、ご利用口座（以下、「お支払指定口座」といいます）が総合口座普通預金の場合に限りご利用いただけます。既に総合口座の定期預金口座を開設済であれば、当行に届け出ることなく、定期預金サービスの利用が可能です。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 定期預金サービスのお申込み方法は以下の通りとします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③契約者は前項に基づき表示されたお申込み内容を確認し、お申込み内容が正しい場合には、当行所定の時間内に送信してください。当行が伝達された内容を確認した時点で当該取引のお申込みが確定したものと、当行が定めた方法で</p>

改定前	改定後
<p>たものとし、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>第7条 投資信託サービス (1)～(8) (省略)</p> <p>第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy (ペイジー)」 (1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 前項本文の照会または前項但し書の引継ぎの結果として契約者の端末機の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、契約者の口座番号、確認用パスワード等その他当行所定の事項を正確に入力してください。</p> <p>(6) 当行で受信した契約者の口座番号および確認用パスワード等と届け出の契約者の口座番号および確認用パスワード等との一致を確認した場合は、契約者の端末機の画面に申込内容が表示されますので、契約者はその内容を確認のうえ、当行所定の方法で税金・各種料金払込みの申込みを行ってください。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) 次の場合には税金・各種料金払込みを行うことができません。 ①停電、故障等により取扱いできない場合 ②申込内容に基づく払込金額に当行所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点において契約者のお支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます）を超える場合 ③1日あたり及び、1日あたりの利用金額が、当行の定めた範囲を超える場合 ④契約者のお支払指定口座が解約済みの場合 ⑤契約者のお支払指定口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当行が</p>	<p>各取引の手続きを行います。</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>第6条 投資信託サービス (1)～(8) (省略)</p> <p>第7条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy (ペイジー)」 (1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 前項本文の照会または前項但し書の引継ぎの結果として契約者の端末機の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、契約者の口座番号およびその他当行所定の事項を正確に入力してください。</p> <p>(6) 当行で受信した契約者の口座番号およびその他当行所定の事項等と届け出の契約者の口座番号およびその他当行所定の事項等との一致を確認した場合は、契約者の端末機の画面に申込内容が表示されますので、契約者はその内容を確認のうえ、当行所定の方法で税金・各種料金払込みの申込みを行ってください。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) 次の場合には税金・各種料金払込みを行うことができません。 ①停電、故障等により取扱いできない場合 ②申込内容に基づく払込金額に当行所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点において契約者のお支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます）を超える場合 ③1日あたり及び、1日あたりの利用金額が、当行の定めた範囲を超える場合 ④契約者のお支払指定口座が解約済みの場合 ⑤契約者のお支払指定口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当行が</p>

改 定 前	改 定 後
<p>所定の手続を行った場合</p> <p>⑥差押等やむを得ない事情があり当行が不適当と認めた場合</p> <p>⑦収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合</p> <p>⑧当行所定の回数を超えて確認用パスワードを誤って契約者の端末機に入力した場合</p> <p>⑨その他当行が必要と認めた場合</p> <p>(9) ~ (13) (省略)</p> <p>第9条 住所変更サービス</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>第10条 公共料金自動支払サービス</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) 引落口座は、契約者が利用申込書にて届け出た代表口座または関連口座の普通預金口座となります。また、受付から処理完了まで当行所定の日数がかかりますのでご了承願います。なお、契約者のお申込みから処理完了までの間に損害が発生することがあっても、当行は責任を負いません。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>第11条 Web口座切替サービス</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>所定の手続を行った場合</p> <p>⑥差押等やむを得ない事情があり当行が不適当と認めた場合</p> <p>⑦収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合</p> <p>⑧当行所定の回数を超えてワンタイムパスワードを誤って契約者の端末機に入力した場合</p> <p>⑨その他当行が必要と認めた場合</p> <p>(9) ~ (13) (省略)</p> <p>第8条 住所変更サービス</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>第9条 公共料金自動支払サービス</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) 引落口座は、契約者が当行所定の方法にて届け出た「代表口座」または関連口座の普通預金口座となります。また、受付から処理完了まで当行所定の日数がかかりますのでご了承願います。なお、契約者のお申込みから処理完了までの間に損害が発生することがあっても、当行は責任を負いません。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>第10条 Web口座切替サービス</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>第11条 <u>ワンタイムパスワード</u></p> <p><u>ワンタイムパスワードとは、インターネットバンキングのご利用に際し、携帯電話等にインストールされたパスワード生成ソフト（以下「トークン」といいます。）により生成、表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）であり、「ID」および「ログインパスワード」等に加えて用いることにより、契約者の本人確認を行うサービスをいいます。</u></p>

改 定 前

改 定 後

(1) トークンの発行

契約者は、ワンタイムパスワードの利用を希望される場合、当行所定の方法により、契約者の携帯電話等に「ワンタイムパスワードアプリ」をインストールし、トークンの設定を行ってください。当行はインターネットバンキングで契約者からの「トークン発行」の申込を受けた場合、トークンの発行手続きを行います。

(2) ワンタイムパスワードの利用開始

契約者は、インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード」を入力することにより、ワンタイムパスワードの利用開始手続きを行ってください。契約者が入力送信した「ワンタイムパスワード」と、当行が保有する「ワンタイムパスワード」が一致した場合は、当行は契約者からのワンタイムパスワード利用開始の申込があったものとみなし、ワンタイムパスワードの利用を開始します。

(3) ワンタイムパスワードによる本人確認

ワンタイムパスワードの利用開始後は、当行は本サービスの所定の取引について、契約者の「ID」および「ログインパスワード」等に加え、ワンタイムパスワードによる本人確認を行います。

(4) ワンタイムパスワードの利用解除

ワンタイムパスワードのご利用を解除する場合は、インターネットバンキングでワンタイムパスワード利用解除手続きを行ってください。この利用解除手続きが完了した後、契約者の本人確認手続きにワンタイムパスワードの入力が不要となります。利用解除後、再度ワンタイムパスワードを利用する場合は、改めて本条第1項、第2項の手続きを行ってください。

(5) トークンの有効期限

トークンの有効期限は、トークンに表示されます。有効期限が近づいた場合は、その旨をトークンに通知しますので、有効期限の延長を行ってください。

(6) ワンタイムパスワードおよびトークンの管理

ワンタイムパスワードおよびトークンを設定した携帯電話等は、契約者自身で厳重に管理し、他人に知られたり、紛失、盗難等に遭った場合、トークンの偽造、変造等により他人に使用されるおそれがある場合は、契約者は当行へ直ちに届け出てください。

改 定 前	改 定 後
<p>第12条 届出事項の変更等</p> <p>(中略)</p> <p>第23条 本サービスの成立等</p> <p>(1) 本サービスは、本規定第2条第1項第2号にもとづく設定を完了した時点をもって成立するものとします。</p> <p>(2) 本規定第2条第1項第2号に定める設定を1年以上にわたり行わなかった場合、本サービスのお申込みを撤回したものとします。</p>	<p>(7) <u>ワンタイムパスワードの利用停止</u></p> <p><u>ワンタイムパスワードを一定回数以上連続して誤入力された場合、当行はインターネットバンキングの利用を停止します。再度、インターネットバンキングの利用を再開する場合は、当行所定の手続きが必要となります。</u></p> <p>(8) <u>ワンタイムパスワードの解約等</u></p> <p>① <u>ワンタイムパスワードサービスは、当方の都合で、通知によりいつでも終了することができるものとします。この場合、本解約の効力は、ワンタイムパスワードサービスに限り生じるものとします。</u></p> <p>② <u>当行がワンタイムパスワードサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、事前に通知することなくワンタイムパスワードサービスの利用を停止することができることとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当行は、ワンタイムパスワードサービスの利用停止を解除できません。</u></p> <p>(9) <u>免責事項について</u></p> <p>① <u>前記第11条第3項の本人確認手続きを行った場合、当行は契約者からの有効な取引の申込として取扱い、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、契約者に損害・不利益が生じても当行は責任を負いません。</u></p> <p>② <u>トークンの不具合等により、インターネットバンキングのサービスの取扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u></p> <p>第12条 届出事項の変更等</p> <p>(中略)</p> <p>第23条 本サービスの成立等</p> <p>本サービスは、本規定第2条第1項にもとづく設定を完了した時点をもって成立するものとします。</p>

改 定 前	改 定 後
<p>第 2 4 条 契約期間 (省略)</p> <p>第 2 5 条 譲渡・質入等の禁止 (省略)</p> <p>第 2 6 条 準拠法・管轄 (省略)</p>	<p>第 2 4 条 契約期間 (省略)</p> <p>第 2 5 条 譲渡・質入等の禁止 (省略)</p> <p>第 2 6 条 準拠法・管轄 (省略)</p>

当行所定事項 新旧対照表

改 定 前	改 定 後
<p>当行所定事項 (1) ~ (3) (省略)</p>	<p>当行所定事項 (1) ~ (3) (省略)</p>
<p>ご使用機器について (省略)</p>	<p>ご使用機器について (省略)</p>
<p>ご利用いただけるサービスについて (省略)</p>	<p>ご利用いただけるサービスについて (省略)</p>
<p>サービス申込方法について 当行制定の〈ファースト〉プライベートWeb利用申込書に、必要事項を記入の上、お取引店窓口にご提出ください。</p>	<p>サービス申込方法について <u>当行ホームページよりご利用口座の口座情報を入力いただくことにより、お申込みいただけます。</u></p>
<p>ご利用時間について (省略)</p>	<p>ご利用時間について (省略)</p>
<p>採用しているセキュリティについて 128ビットSSL方式 (中略)</p>	<p>採用しているセキュリティについて 128ビットSSL方式 (中略)</p>
<p>ワンタイムパスワード (省略)</p>	<p>ワンタイムパスワード (省略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>電話番号認証</u> <u>「電話番号認証」とは、ご契約者より当行にお届けの電話番号の電話機から、所定の認証先電話番号へ発信いただき、発信電話番号と当行の届出電話番号が一致することで、本人確認を行う認証方式です。</u></p>

改 定 前	改 定 後
<p>ご本人確認手段について パソコン等の端末をご利用の場合 (省略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>ご本人確認手段について ワンタイムパスワードのご利用 (省略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>ご本人確認手段について iモード・EZweb・Yahoo!ケータイ対応携帯端末をご利用の場合 (省略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>振込・振替のご利用限度額について 1日あたりのご利用限度額は、振込・振替の合算で、1口座につき500 万円以内、営業時間外（平日の0：10～9：00および15：00～2 3：50）の限度額は100万円以内とします。 但し、ワンタイムパスワードのご利用のないご契約者の取扱限度額は共に 50万円以内とします。</p>	<p>振込・振替のご利用限度額について 1日あたりのご利用限度額は、振込・振替の合算で、1口座につき<u>1,000</u> 万円以内、営業時間外（平日の0：10～9：00および15：00～2 3：50）の限度額は100万円以内とします。 但し、ワンタイムパスワードのご利用のないご契約者の取扱限度額は共に 50万円以内とします。</p>
<p>サービス停止時の再開の手続き おまびパスワード無効時の再設定の手続き について 当行制定の書面による届出が必要となりますので、当行本支店窓口にお申 し出ください。</p>	<p>サービス停止時の再開の手続きについて 当行制定の書面による届出が必要となりますので、当行本支店窓口にお申 し出ください。</p>
<p>ログインID、パスワードの変更について 変更については、ログイン後の画面で行ってください。</p>	<p>ログインIDの変更について 変更については、ログイン後の画面で行ってください。</p>
<p>電子メールアドレスの変更について (省略)</p>	<p>電子メールアドレスの変更について (省略)</p>